

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号			8号	9号
8	R3.2.12	R3.3.3	<p>○ビル（東京都北区〇-〇-〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 工事整備対象設備等着工届出書（平成21年9月2日21赤予（着）第44号）のうち、平面図</p> <p>2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成21年12月3日21赤予（設）第258号）のうち、平面図</p> <p>3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成21年12月7日21赤予（設）第260号）のうち、平面図</p> <p>4 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成21年12月8日21赤予（設）第262号）のうち、平面図</p> <p>5 防火対象物使用開始届出書（平成21年11月30日21赤予（使）第109号）のうち、平面図</p> <p>○ビル（東京都北区〇-〇-〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 消防用設備等着工届出書（平成17年9月21日17赤予（着）第75号）のうち、平面図</p> <p>2 防火対象物使用開始届出書（平成29年7月21日29赤予（使）第54号）のうち、平面図</p> <p>○ビル（東京都北区〇-〇-〇）に係る以下の公文書</p> <p>1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成17年10月14日17赤予（設）第202号）のうち、平面図</p> <p>2 防火対象物使用開始届出書（平成19年10月16日19赤予（使）第108号）のうち、平面図</p> <p>○ビル（東京都北区〇-〇-〇）及び○ビル（東京都北区〇-〇-〇）に係る電気設備設置届出書</p>	27	●	●	●											<p>（4号）住戸の情報は、公にすることにより、住戸の各室の配置状況を把握することが可能となり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため</p> <p>（不存在）請求書に係る公文書は、届出されておらず、実施機関では取得していないため存在しない。</p>	東京消防庁予防部予防課	
9	R3.2.26	R3.3.3	<p>1 消防用設備等設置届出書（平成2年12月28日目予（設）第1293号）のうち、別記様式第1号の2の3の2</p> <p>2 消防用設備等設置届出書（平成2年12月28日目予（設）第1295号）のうち、別記様式第1号の2の3の2</p> <p>3 消防用設備等設置届出書（平成2年12月28日目予（設）第1294号）のうち、別記様式第1号の2の3の2</p> <p>4 消防用設備等設置届出書（平成2年12月28日目予（設）第1296号）のうち、別記様式第1号の2の3の2</p> <p>5 検査結果書（平成3年2月20日決定目予（設）1293号～1296号）</p>	5	●													東京消防庁予防部予防課		
10	R3.2.22	R3.3.4	<p>消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（別記第10号様式）（第16条関係）（令和3年2月10日蒲田消防署受付（2蒲警第943号））及び添付されている図面</p>	4	●					●	●							<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>（4号）住戸の情報は、公にすることにより、住戸の各室の配置状況を把握することが可能となり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため</p>	東京消防庁警防部警防課	
11	R3.1.7	R3.3.4	<p>火災調査書類（令和2年12月18日2大馬（調）第6号）のうち、火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）</p>	2	●					●				●				<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁予防部調査課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
20	R3.2.26	R3.3.9	・平成22年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成23年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成24年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成25年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成26年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成27年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成28年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成29年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・平成30年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1 ・2019年度東京消防庁消防官〔Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類〕採用試験案内 P1	10	●														東京消防庁人事部人事課	
21	R3.2.26	R3.3.9	防火対象物使用(変更)届出書(その2)(昭和47年6月16日淀予(収)第287号)のうち、第3号様式、別記様式第2号、別記様式第4号、設備系統図及び平面図	11	●							●							(4号)共同住宅の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
22	R3.3.2	R3.3.9	防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和63年7月20日豊予(使)第2175号)一式	15	●														東京消防庁予防部予防課	
23	R3.1.13	R3.3.9	火災調査書類(令和2年9月25日2岩南(調)第3号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)	2	●							●		●					(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
24	R3.2.22	R1.3.10	○(東京都目黒区○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成13年9月20日13目予(防)第466号)	11	●							●							(4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
25	R3.3.1	R3.3.12	防火対象物使用開始届出書(平成28年6月14日28堤予(使)第26号)のうち、第3号様式の2(表)	1	●							●	●						(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (4号)印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出者の財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課
26	R3.3.5	R3.3.12	東京消防庁杉並消防署高円寺出張所庁舎(2)改築電気設備工事及び東京消防庁国分寺消防署庁舎(2)改築電気設備工事の共通費算定書	6	●														東京消防庁総務部施設課	
27	R3.3.1	R3.3.15	平成30年10月1日から平成30年11月20日までに受報し、荏原消防署で処理をした建築中建物に関する広聴事務処理票	4	●							●							(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため	東京消防庁企画調整部広報課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
35	R3.3.4	R3.3.18	隊コード一覧	4	●															東京消防庁救急部救急管理課	
36	R3.3.5	R3.3.19	○(東京都立川市○丁目○番○号)に係る消防計画作成(変更)届出書一式(平成7年2月17日7立砂第5号)	15	●							●								(4号)住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
37	R3.3.15	R3.3.19	○(東京都足立区○丁目○番○号)に係る立入検査結果通知書(平成30年7月25日交付)	2	●															東京消防庁予防部査察課	
38	R3.1.21	R3.3.19	火災調査書類(令和2年12月23日2廻予(調)第9号)のうち、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)	4	●						●			●						(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
39	R3.3.8	R3.3.22	1 防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和59年4月6日洪予(使)第346号)のうち、地下1階、地上1階及び2階平面図 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成26年7月17日洪予(設)第693号)のうち、地下1階、地上1階及び2階平面図	5	●							●								(4号)住戸に係る共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
40	R3.3.17	R3.3.22	消防同意調査書(平成25年6月5日同意25洪予(同)第46号)	5	●															東京消防庁予防部予防課	
41	R3.1.21	R3.3.22	火災調査書類(令和1年9月26日31新戸(調)第12号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)、現場見分調書(様式第18号及び様式第26号)、現場質問調書(様式第19号)、現場質問調書(様式第19号)、現場質問調書(様式第19号)、延焼状況等調書(様式第20号)、出火建物・避難状況等調書(様式第21号及び様式第26号)、建物・収容物損害調査書(様式第23号)	130	●						●			●						(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
42	R3.3.17	R3.3.23	○(東京都豊島区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和2年9月28日2池予(報)第682号)のうち消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(別記様式第1)	1	●															東京消防庁予防部査察課	
43	R3.3.17	R3.3.24	千代田区○-○「○ビル」の2018年以降の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書一式						●											(不存在)請求書に係る公文書は、届出されておらず、実施機関では取得していないため存在しない。	東京消防庁予防部査察課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	存在	存 否	応 答	拒 否	1	2	3	4	5			6	7	8	9
												号	号	号	号	号			号	号	号	号
44	R3.3.19	R3.3.24	1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成27年12月10日27 洪予(設)第1671号)(スプリンクラー設備) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成27年12月10日27 洪予(設)第1671号)(屋内消火栓設備) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成27年12月10日27 洪予(設)第1671号)(自動火災報知設備) 4 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成27年12月10日27 洪予(設)第1671号)(非常警報(放送)設備) 5 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成27年12月10日27 洪予(設)第1671号)(誘導灯設備) 6 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書(平成27年10月23日 27洪予(着)第836号)(非常警報(放送)設備) 7 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書(平成27年10月23日 27洪予(着)第836号)(誘導灯設備) 8 工事整備対象設備等着工届出書(平成27年10月23日27洪予(着)第8 35号)(スプリンクラー設備) 9 工事整備対象設備等着工届出書(平成27年10月23日27洪予(着)第8 35号)(自動火災報知設備)	85	●																東京消防庁予防 部予防課	
45	R3.3.1	R3.3.26	東日本大震災活動検討会資料	32	●						●										(2号)この情報は、個人に関する情報 で、特定の個人を識別することができ、 かつ、個人の思想を含むものであり、公 にすることにより個人の権利利益を害す おそれがあるため	東京消防庁消防 学校校務課
46	R3.3.19	R3.3.26	1 防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和63年2月10日新予(使)第1 7号)のうち、第3号様式(1枚) 2 防火対象物使用開始届出書(平成30年2月2日29新予(使)第149号新 宿消防署予防課防火安全対策係受付)のうち、第3号様式の2(1枚) 3 防火対象物使用開始届出書(新宿消防署予防課防火安全対策係受付令和元年1 0月29日31新予(使)第187号新宿消防署予防課防火安全対策係受付)のう ち、第3号様式の2(1枚)	3	●																東京消防庁予防 部予防課	
47	R3.3.15	R3.3.27	○(東京都江戸川区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点 検結果報告書(令和2年1月17日31江予(報)第1194号)	13	●																東京消防庁予防 部査察課	
48	R3.3.16	R3.3.27	(1) ○(東京都世田谷区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書(令和2年8月26日2世上(報)第53号) (2) ○(東京都世田谷区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書(平成31年4月3日31世予(報)第27号)	37	●																東京消防庁予防 部査察課	
49	R3.3.18	R3.3.27	○ビル(東京都千代田区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備 等)点検結果報告書(令和元年12月6日31題予(報)第856号)のうち消防 用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(別記様式第1)	1	●																東京消防庁予防 部査察課	
50	R3.3.15	R3.3.29	1 消防設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出書(令和2年8月25日2深永 (着)第16号) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(令和2年10月9日2深永 (設)第52号)	50	●						●	●									(2号)氏名等の情報は、特定の個人を 識別することができる情報であるため (4号)印影は、偽造等の犯罪に悪用さ れ、届出者の財産が脅かされるおそれ があるため	東京消防庁予防 部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
51	R3.3.19	R3.3.29	杉並区〇—〇—〇に係る防火水槽の土地借り入れの契約書	1	●					●	●							(2号)氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (4号)印影は、偽造等の犯罪に悪用され、届出等の財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁防災部水利課
52	R3.2.3	R3.3.29	火災調査書類(令和2年9月29日2矢予(調)第2号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)	2	●					●				●				(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
53	R3.3.17	R3.3.30	〇ビル(〇)(千代田区〇丁目〇番〇号)に係る立入検査結果通知書(平成30年1月25日交付)	2	●														東京消防庁予防部査察課
54	R3.3.19	R3.3.30	〇(東京都清瀬市〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和2年9月17日2清予(報)第261号)のうち次の公文書 (1)消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(別記様式第1) (2)消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表(別記様式第2)	2	●														東京消防庁予防部査察課
55	R3.2.8	R3.3.31	火災調査書類(令和3年1月26日2郷根(調)第4号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)、現場見分調査(様式第18号及び様式第26号)	38	●					●	●	●						(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (4号)公にすることにより、住戸内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かす恐れがあると認められるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課